

# 富里市放置自動車の適正な処理に関する条例

(平成30年6月21日条例第23号)

## (目的)

第1条 この条例は、公共施設に放置された自動車等の適正な処理について必要な事項を定めることにより、公共施設の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (2) 自転車 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車等 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び自転車をいう。
- (4) 自動車等 自動車及び自転車等をいう。
- (5) 放置 自動車等が正当な権原により置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置かれたことをいう。
- (6) 放置自動車 市が所有し、又は管理する土地、建物等の公共施設（富里市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第30号）第4条に規定する自転車駐車場を除く。）にやむを得ない理由によらず放置された自動車等をいう。
- (7) 所有者等 自動車等の所有権、占有権又は使用权を現に有する者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (8) 廃物 放置自動車で、自動車等として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。

## (放置の禁止)

第3条 何人も、やむを得ない理由によらず自動車等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為を行おうとする者に協力してはならない。

## (調査)

第4条 市長は、放置自動車を発見したときは、当該職員に当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

## (警告)

第5条 市長は、放置自動車の所有者等に適正な処理を促すため、速やかに撤

去等すべき旨を記載した警告書を当該放置自動車に貼り付けるものとする。

(勧告)

第6条 市長は、第4条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、警告書を貼り付けた日の翌日から起算して1か月を期限として当該放置自動車について適正な処理をとるべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が期限を経過しても当該勧告に従わないときは、更に1か月を期限として当該放置自動車について適正な処理をとるべきことを命ずることができる。

(廃物認定及び処分)

第8条 市長は、当該放置自動車が第13条第1項第1号に規定する廃物認定基準に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条に規定する富里市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て廃物として認定し、処分することができる。

- (1) 前条の規定による命令に従わなかった場合であって、廃物として認定する旨の告示を行い、告示の日の翌日から起算して3か月を経過しても適正な処理がなされないとき。
- (2) 第5条の規定により放置自動車に警告書を貼り付けた日の翌日から起算して、1か月を経過しても適正な処理がなされないもので、かつ、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合（以下「所有者等不明」という。）又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れなかった場合（以下「連絡先等不明」という。）であって、廃物として認定する旨の告示を行い、告示の日の翌日から起算して1か月を経過したとき。

(廃物認定外放置自動車の処分)

第9条 市長は、廃物認定基準に該当しない放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該廃物認定外放置自動車を処分することができる。

- (1) 第7条の規定による命令に従わなかった場合であって、処分する旨の告示を行い、告示の日の翌日から起算して6か月を経過しても適正な処理がなされないとき。
- (2) 第5条の規定により放置自動車に警告書を貼り付けた日の翌日から起算して、1か月を経過しても適正な処理がなされないもので、所有者等不明又は連絡先等不明である場合であって、処分する旨の告示を行い、告

示の日の翌日から起算して3か月を経過したとき。

(放置自動車の処分の方法)

第10条 前2条に該当する場合、放置自動車の所有権は市に帰属するものとし、売却することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による放置自動車の売却に買受人がないとき又はその評価額が著しく低いときは、当該放置自動車を廃車処分することができる。

(放置自動車の移動等)

第11条 市長は、放置自動車が、公共施設の機能に支障を与えている場合又は地域の美観の保持及び市民の快適な生活環境の維持に障害を与えていると認められる場合は、当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により、放置自動車を移動し、保管したときは、次の措置を講じなければならない。

- (1) 放置されていた場所に当該放置自動車の移動等をした旨を表示すること。
- (2) 所有者等の住所、居所その他の連絡先が判明し、又は連絡が可能になったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて引き取るよう通知すること。

(費用の請求)

第12条 市長は、第8条及び第9条の規定により放置自動車を処分したときは、当該放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の処分に要した費用を請求することができる。

2 市長は、当該放置自動車を処分した日以後に当該放置自動車の所有者等が判明したときは、所有者等に対し、処分に要した費用を請求することができる。

3 市長は、移動し、保管した放置自動車（以下「保管放置自動車」という。）の所有者等が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該所有者等に対し、その移動及び保管に要した費用を請求することができる。

(放置自動車廃物判定委員会)

第13条 次に掲げる事項に対し、放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の適正な処理に関し必要な事項を審議するため、富里市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 廃物認定基準の策定に関すること。
- (2) 廃物認定及び処分に関すること。
- (3) 廃物認定外放置自動車の処分に関すること。
- (4) 放置自動車の移動に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 委員会は、委員 6 人以内で構成する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 自動車等について専門的知識を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(委員長及び副委員長)

第14条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議の庶務は、管財担当課において処理する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第17条 第 7 条の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、第 2 条第 3 号に規定する自転車等には適用しない。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 7 条の規定による命令に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条第 1 項の罰金を科する。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。